

2023年1月

国際ロータリ第2700地区 ロータリアンの皆様
関係各位の皆様

「末永の森公園」命名発起人会
発起人代表：廣畠 富雄

発起人会事務所：福地祐一法律事務所
(旧：せいが法律事務所)
〒814-0032 福岡県福岡市早良区小田部1-21-26
090-8303-8000
(担当：栗原・大楠)

初春のお慶びを申し上げます。

旧年中は、「末永の森公園」実現へ向けての署名活動にご協力を賜り誠にありがとうございました。

さて、昨年6月に、高島宗一郎・福岡市長宛に嘆願書を提出して以来、初回6月2日、第2回9月28日、第3回11月15日、と計3回の交渉を重ねてまいりました。当発起人会メンバーの福地祐一弁護士(せいが法律事務所所長)と栗原洋子氏(末永家資料管理担当)が福岡市役所に出向き、福岡市住宅都市局 公園部政策課調整係・池田浩之係長、および同局 花とみどりのまち推進部みどり政策課企画係・金納雅年担当との話し合いを進めておりまして、その交渉内容・進捗状況を以下の通りご報告申し上げます。

詳細は後述の(1)～(5)のとおりですが、概略としては「末永家跡地に対し、福岡市として初めて個人名を冠することを積極的に検討していること、及び、将来福岡市の財産となるような緑地・公園として整備する為、相応の予算と時間が必要であり、2023年度から予算化し6年～約10年の年月をかけて、施設整備に本腰で取り組むこと」になります。

この様に、予想以上の時間が必要となります、「末永の森公園(仮称)」実現に向けて、明るい兆しがあることを、新しい年のはじめにご報告できることは嬉しい限りです。

今後も、状況の変化に応じてご連絡させていただきますので、引き続き、ご支援・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます、 敬具

◆進捗報告

- (1) 城南校区自治協議会の継続署名活動により 1,092 の署名が追加提出され、署名合計が 4,132(2022/9/28 時点)と躍進。

＜初回交渉時に、3,040 の署名を提出済みですが、末永家跡地近隣住民(城南校区自治協議会:稻盛重樹会長)のご協力により 2022 年 7 月～9 月にかけて署名活動が継続実施され、1,092 名の署名が追加提出されました。これにより、署名合計は 4,132 となりました。数字の重みに加え、地域住民からの強い希望の証でもあることを、福岡市に対して強調し、説明いたしました(第 2 回交渉にて)。＞

- (2) 福岡市側から、「福岡市として初めて個人名を冠することを積極的に検討している」と、口頭にて説明を受けました(第 3 回交渉にて)。

初回交渉時、福岡市側は、「福岡市として個人名を冠する事例が無い」という説明に終始していました。そこで、福岡市内には“渡辺通り”が存在するという事実について質問したところ、第 2 回交渉時に以下の説明を受けました。

＜福岡市として命名している正式名称は「福岡県道 602 号後野福岡線」であり、「渡辺通り」という名称が愛称・呼称として人々に親しまれ使われているのが現状である。＞

以上の経緯がありましたが第3回交渉にて、『福岡市として、初めて個人名称を冠することを積極的に検討している』との新たな姿勢が示されました。「個人名を冠することに対するこの見解の変化の裏には、国際課や文化交流関係部署など福岡市役所内部の他部署から、「国際・音楽文化・地域貢献という観点から見ると末永直行氏はこれまで福岡市に多大な貢献を果たしてきた」との高い評価を受けているということが判明したことによるものであるとの説明を受けました。加えて、前述の近隣地域住民の組織である城南校区自治協議会の活発な嘆願活動の実績も大きな要因となったそうです。最終回答の時期については、現段階では明言できないとのことです。

- (3) 福岡市における具体的検討状況

＜公園部担当幹部が、末永家跡地を実際に視察・見学した結果、「都心に存在する良い空間であり、将来福岡市の財産となるような施設として整備するに相応しく、本腰で取り組むことが決定。良いものを作るためには時間がかかり、資金も必要。一方、他の緑地・公園整備への配慮もあり、何年後に実現ということは明言できない。ただし、第一歩として「2023 年度予算協議」に組み入れて予算化を図る、との説明を受けました。(第 3 回交渉にて)。＞

(4) 予算化の具体的工程・計画内容

＜2023年度予算策定から始まり、実現迄に6年以上～約10年が予定され

①基本計画、②基本設計、③詳細設計、④整備 の手順が組まれる。

① の「基本計画」は 2023 年度予算化(2023 年 3 月末決定)後、同年夏以降、基本設計コーディネータとの打ち合わせ開始予定。

② の「基本設計」は、2024 年度以降の予算化にて進められ、関係者・地域住民対象のヒアリング等が予定される。

③ の「詳細設計」は、2025 年度以降の予算化にて進められ、石碑や故人の功績を含めた石碑構想の検討も含め計画される。

④ 上記を経て整備工事開始。>

(5) 「城南校区自治協議会から末永の森公園(仮称)設置構想の要望書」が、当発起人会事務局経由にて福岡市に提出されました。

設置構想の要望書は第 2 回交渉時に、福岡市から提出の依頼があったものです。当発起人会を通じて、城南校区自治協議会に対し福岡市に要望したい事柄の取り纏めをお願いいたしました。11 月末に同協議会で地域住民の声を集約し、第 3 回交渉時に発起人の手で福岡市に提出されました。福岡市としては、設置計画書づくりに役立てるとのことです。

＜城南校区自治協議会から「末永の森公園(仮称)設置構想」の要望事項

1. 遊具は不要。
2. 古くからの地名 "逢坂"を含めて「逢坂 末永の森」の命名を希望。
3. 音楽を愛された方故、野外音楽堂の設置も考えられるが、スケートボードエリアになりかねない。
4. 子どもたちに帰宅を促す意味で、夕刻にメロディーを流してほしい。
5. 木々は絶対に必要だが、あまりにもうっとうとしている樹木地帯だと怖くて安心できない。
6. 高い木々の定期的剪定が必要。
7. 場所に限りがあるが、梅、桜など、季節の木々の植樹があれば、1 年中楽しめる場所になると思う。
8. 狹くても、駐車・駐輪スペースがあれば、老人から子供まで行きやすい。
9. ベンチは樹木の下にできる限り設置してほしい。>

以上

***** お知らせ *****

当発起人会事務所は、これまで、発起人会メンバーの福地祐一弁護士が所長を務める「せいが法律事務所」でしたが、事務所移転と併せて、名称を「福地祐一法律事務所」に変更となりましたのでご連絡申し上げます。

福地祐一弁護士事務所 住所:〒814-0032 福岡県福岡市早良区小田部 1-21-26

※ 連絡先電話番号 090-8303-8000 に変更はありません。